

社会の変化と社会的養護

A Study on the Social Changes and Social Care

田家 英二

Eiji TAYA

要 旨

浮浪児対策から養育の放棄の時代へ、子どもをとりまく課題も大きく変化してきた。「養護」は「社会的養護」と名称を変更した。現在の「社会的養護」の課題の一つは、「児童虐待」である。虐待を受けた子どもには、心理的なケアが必要になっている。また、親に対しての対応については、介入の困難性が指摘されるようになってきた。

「社会的養護」は、「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で子どもを育む」という理念をもとにしている。この理念を具体化するために、これまでどのような「養護」が展開されてきたのか、そして現在の「社会的養護」に、何が求められているのかを考えてみた。特に「児童虐待」に関しては、個々の家族や親の問題を社会全体で支援する必要がある、基本的には社会の問題と位置づけで対応しなければならないと考えた。

キーワード：養護、社会的養護、児童福祉法、児童虐待

はじめに

わが国において、児童虐待防止法が制定されて以降、児童相談所の相談件数は増加し、子どもへの虐待が大きな社会問題として取り上げられるようになった。このような状況は、児童虐待が日常で特別なことではなく、どこ家庭でも起こりうる状況にあるという見方がある一方、「通告の義務」が徹底されるなかで、これまで見逃されていたことが表面化し、相談へと繋がる道筋が見えてきたことが一因という考え方もある。

児童虐待については、保育士養成カリキュラムにある「社会的養護」のなかで教育されている。社会的養護の内容は、施設養護、里親や養子縁組に関するだけでなく、ケアマネジメントや自立支援計画の作成に関する内容、相談援助技術に加えて心理的支援を必要とするケースについての対応も教育されるようになってきた。

これまでの「養護」あるいは「社会的養護」については、児童福祉法による制度的位置づけが重要であり、児童福祉法が制定されるまでの子どもの権利が保障されなかった時代を振り返りながら、現在の「社会的養護」を考えてみたい。

厚生労働省のホームページ（2018年10月30日閲覧）を参考にすれば、「社会的養護とは保護者のいない児童や、保護者に監督させることが適当でない児童を、公的責任で社

会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。」と示されており、保護者のいない子どもや虐待を受けている子どもなど、養育困難と判断される子どもたちを対象としていることがわかる。

本来、子育ては家庭で行われるものである。しかし、子育ては親以外の家族機能によって補完されることも多く、親以外の親族の協力や地域の人による支えがあって行われてきた。しかし、核家族化や両親の共働き、ひとり親家庭の増加などにより、子育てをする家庭と他者との交流が減少している。

子育てに対する支援が必要になった理由として考えられるのは、相互扶助という考え方が希薄になったため、それに代わる支援を社会が担うという考え方が一般化してきたからである。そのため、地域の社会資源である保育所や幼稚園、行政機関などによる「子育て支援」なども考えられるようになってきた。

本稿では、児童福祉における「養護」の歴史的変化を確認し、現在の「社会的養護」に必要な知識は何かということを考え、特に子どもの「虐待」についての対応について考察する。

1. 「養護」という言葉

1) 法的位置づけと名称

児童福祉分野で「養護」という言葉が用いられるようになったのは、1947年「児童福祉法」制定時に使われた「養護施設」の名称に始まる。「養護」とは、保護と養育を目的とする言葉として用いられた。

明治時代は、「養護施設」という言葉は用いられず、「孤児院」や「養育院」という名称で、子どもの救済を目的としてきた。当時の「孤児院」は、石井十次の「岡山孤児院」に象徴されるように、限られた人による個人的な慈善活動から始まり、徐々に、救済・保護にとどまらず、教育的な意味を持つようになっていった。さらに、「孤児院」からの自立を目指す処遇を考え、職業教育なども取り入れられるようになった。

1930年代の保護のあり方については、教育的機能とどのように接続すべきかということが検討され、保育においても「養護」という概念の検討が行われるようになった。

1941年の「国民学校令」において、障害児教育分野でも、「養護」という言葉が用いられ、養護学校や養護学級が制度化された。戦時下において障害児が通う学校の制度が出来たことは、教育権保障に繋がる一歩であった。

戦後、日本国憲法が制定され、児童福祉法（児童福祉法第7条）に「児童福祉施設」が位置づけられた。「児童養護施設」は児童福祉法に位置づけられ、始めて「養護」という言葉が法律に登場することとなった。「児童福祉法」は、全ての児童を対象とした法律であり、子どものさまざまな権利を保障するために制定された。

2) 保育士養成における「養護」という言葉

「養護」という言葉は、法律では児童福祉法制定時に使われた「児童養護施設」が始まりであるが、1962年の保母養成課程改定による「養護原理」という教科から考えることもできる。また、2001年厚生労働省告示第198号によって、「養護内容」が保育士養成課程における「必修科目」として位置づけられた。この科目は、いわゆる「施設保育士」の専門性を学ぶための教科であり、「演習」によって具体的な援助内容を学ぶことが目的であった。さらに、2010年の保育士養成課程等検討会の中間まとめによると（平成22年3月24日）社会的養護という名称が浸透してきたため「養護原理」、「養護内容」を「社会的養護」、「社会的養護内容」という教科名に変更することを報告している。

2. 「養護」の歴史的展開を振り返る

1) 明治時代の「養護」

①非行児童を対象とした「養護」

明治時代の貧困家庭の子どもたちは、劣悪な労働条件のもとで働かされていた。貧富の差は大きく、貧困家庭の子どもたちは教育を受けることができなかった。このような子どものなかには、非行化する者や浮浪児となるものがあった。

犯罪を繰り返す子どもは、監獄内で他の大人たちと同じような扱いを受けていた。このような状況では、他の犯罪

者から悪影響を受ける可能性があった。

非行を繰り返す子どもたちにこそ、教育が必要だと訴える大人達が現れた。キリスト教信者であり、教誨師でもあった留岡幸助は、非行児童の保護施設の必要性を訴え続け1899年東京に「家庭学校」を設立した。「家庭学校」は非行児童を対象とする施設で、非行児童にこそ教育的環境が必要と考えていた。法律では、1900年に「感化法」が制定され、のちに公立感化院（現：児童自立支援施設）が全国に設置されるようになっていった。

②身寄りのない子どもの「養護」

児童養護施設の前身である孤児院は、松方正義が設置した日田養育館や公立の救護施設として設立された東京療育院などがある。1887年に石井十次は「岡山孤児院」を開設し、1891年の濃尾大震災によって親を失った子どもたちを救済・保護し、日露戦争での孤児や東北大凶作による多くの孤児を引き取り、一時は約1,200人もの子どもを保護した。子どもたちの食事の世話をし、読み書きなどを教え、運動会などの行事も行っていた。さらに、職業訓練ともいえる活版印刷や農作業なども取り入れ、自立するために教育・訓練・作業などを一体化して行った。

③障害のある子どもの「養護」

知的障害児の養護と教育については、石井亮一が「孤女学院」を開設した。そのきっかけは、濃尾大震災によって家や親を失った孤女を引き取ったことに始まる。当時、孤児として引き取った子どもの中に知的障害の子どもがいたため、障害のある子どもの教育方法を学ぶために留学し、1897年に孤女学院を「滝乃川学園」と改め、障害児教育を始めた。

④子守学校での「養護」

明治時代の貧困家庭では、子どもたちが家の手伝いや家事、子守りをするのが当たり前であった。そこで、子守りをする子どもが乳児とともに通う「子守学校」を渡辺嘉重が茨城県に開設し、子どもたちに教育を行った。

子守学校の教育法は、教科として「読み方」「作文」「習字」「算術」「唱歌」「遊歩」などがあり、当時の子守学校は初等教育と同じように行われていたことがわかる。

2) 大正時代の「養護」

1923年の関東大震災や戦争による不況の影響により、国民の生活は困窮していた。子どもを取り巻く環境としては、子どもを他家へ売る行為や児童虐待、子どもの強制労働などが起きていた。

一方、この時期の代表的な障害児の「養護」は、高木憲次によって始められた肢体不自由児巡回相談がある。高木は肢体不自由という名称を提案し、治療・教育・職業訓練を一体化した療育施設「整肢療護園」を1942年に開設した。

3) 昭和時代の「養護」

①混血児の「養護」

第二次世界大戦後は、混血乳幼児を保護・教育する施設として、澤田美喜が神奈川県に「エリザベス・サンダース・ホーム」を開設した。それ以降も小学校、中学校などを開校し、子どもたちの教育を行った。

②障害児の「養護」

障害児の「養護」では、糸賀一雄が知的障害児施設「近江学園」を設立した。糸賀は、さらに1963年に重症心身障害児施設（現：医療型障害児入所施設）「びわこ学園」を設立し、「この子らを世の光に」という信念をもって福祉・教育に尽力した。

③子どもの「養護」

1945年9月に、浮浪児に対して「戦災孤児等保護対策要綱」が設定され、政府は応急の措置として浮浪児の発見と収容保護に努めた。

児童福祉の制度に関しては、1946年4月「浮浪児その他児童保護等の応急実施に関する件」を出し、これによって児童相談所の設置や浮浪児の登録・保護の措置がとられた。当時の児童福祉は浮浪児対策を中心とした強制措置を伴い、戦後処理的な色彩の強いものであった。

1960年以降の「児童養護」では、死別、両親のいない児童は減少し、親の行方不明、家出、養育能力の欠如、病気による養育困難などが主な措置理由となった。その後、不況による経済的理由が加わるようになった。

④保育所

1947年の児童福祉法により、保育所は「保育に欠ける」児童を保育することを目的とした児童福祉施設として位置づけられた。

1964年、厚生省児童家庭局は「保育所保育指針」を作成し、保育の社会化を積極的に進めた。1967年からの5年間に約4,000か所の保育所を増設しようとした。保育所の普及・充実のためには、保育を担当する保育者を確保し、保育の質の向上を図ることが課題となった。

4) 平成時代の「養護」

2003年の児童福祉法の改正では、すべての児童の健全育成を図ることと、すべての子育て家庭を支援することに重点がおかれた。

これまでの児童福祉法は、保護が必要な子どもを中心とした、要保護児童対策と保育に欠ける児童対策が中心であったが、ここで大きな転換が図られた。

児童福祉法の対象がすべての子どもと保護者を含んだものとなったことに注目すべきである。具体的には、子育て支援に対して市町村の責務を明確に示し、保育所においても保護者からの相談や子どもの養育を支援する事業を行うことを定めた。

3. 現代の「養護」に関する状況

1) 現代の貧困

厚生労働省が2014年にまとめた報告書によると、日本の子ども（17歳以下）の相対的貧困率は16.3%（2012年）であった（平成25年国民生活基礎調査による）。子どもの貧困率とは、「17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合」のことである。これは、日本の子どもの約6人に1人が貧困状態にあることを示している。

絶対的貧困（食べ物がない、家がないといった状況）と

は違い、相対的貧困（その国の文化水準、生活水準に比して、適正な水準での生活を営むことが困難な状態のこと）が、直ちに子育てに影響するわけではないが、過去をさかのぼると、貧困が子育ての放棄につながることも多く、貧困問題と児童虐待を切り離して考えることはできない。

2) 社会的養護内容の現状

①社会的養護の対象児童数

「社会的養護」の対象児童がケアされている主な人数は次の通りである。

表 1. 社会的養護の対象児童数

・里親の委託児童数	5,190人	（委託里親数4,038世帯）
・児童養護施設の児童数	27,288人	（615か所）
・乳児院の児童数	2,901人	（138か所）
・児童心理治療施設の児童	1,399人	（46か所）
・児童自立支援施設の児童数	1,395人	（58か所）
・母子生活支援施設の児童数	5,479人	（232か所）

里親数、委託児童数、乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（平成29年3月末現在）

施設数は平成28年10月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukat-eikyoku/0000187952.pdf>

表 2. 社会的養護内容

里親	家庭における養育を里親に委託します。
児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持ちます。
乳児院	乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。
児童心理治療施設	児童心理治療施設は、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行います。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行います。また、その子どもの家族への支援を行います。通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もあります。
児童自立支援施設	子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えられました。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしています。
母子生活支援施設	母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称でしたが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更されました。

厚生労働省ホームページ 10月30日閲覧

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/yougo_book_2.pdf

「社会的養護」には、他に養子縁組やファミリーホームなどもあり、ここに示した児童数以上にケアの必要とする子どもたちがいる。

「社会的養護」の対象となる子どもたちは、非行児童や養育困難、障害、虐待やDVなどの影響により、心理的ケアが必要なことが多くなっている。

保育士養成カリキュラムに「社会的養護内容」が設置されたが、その対象となる児童の特徴や親の状況などもさまざまであり、学ぶべきことは多い。

「社会的養護」を必要としている子どもの現状（厚生労働省ホームページ、2018年12月参考資料）では、児童養護施設で、虐待を受けた子どもは59.5%、何らかの障害を持つ子どもが28.5%と増えていて、専門的なケアの必要性が増している。また、10年以上の在籍期間の児童が13.8%と長期化する子どもがいる。乳児院の在籍期間は、1か月未満が6.5%、6か月未満を含めると25.7%と0歳児が多い。児童心理治療施設では、何らかの障害等がある子どもが72.9%と高い。母子生活支援施設では、DV被害者（入所理由が夫等の暴力）が入所者の56.6%を占めていて、精神障害や知的障害のある母や、発達障害など障害のある子どもが増加していることなどから考えて、これまで以上に支援の困難性が考えられるため、福祉的支援のみならず、心理的な支援や社会的支援が必要となっている。

②児童虐待相談件数

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、年々上昇している。

児童虐待防止法施行前の平成11年（1999年）の相談件数1万1631件に比べて、29年度速報値（2017年）では13万3778件となっている。



図1. 児童相談所における児童虐待相談対応件数

認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークホームページ 2018年10月30日閲覧。

<https://www.orangeribbon.jp/about/child/data.php>

虐待は親の問題だけでなく、子どもの障害がきっかけになっている場合もある。特に、コミュニケーション障害や発達障害などが虐待のきっかけになっていることがある。親に問題がない場合でも、療育上の困難から虐待につながることもあり、必ずしも「親の身勝手」という見方だけでは解決できない。

しかし、報道される事件の多くは、「親の身勝手」に思えるものが多く、一般に親の責任が問われる。また、児童

相談所の対応についても、適切な介入ができていたかが問われる。しかし、適切な介入とは何をどこまですれば良いのだろうか。行政機関としての役割を果たすということに関しては、児童相談所や保健所などはある程度の役割を担っていると考えられるが、「親の身勝手」などによる相談の拒否、介入への抵抗などがあるため、結果的に子どもの命が失われてしまうケースが後を絶たない。

田中（2011）は、「どこか特殊な出来事として考えられていた児童虐待を、もしかしたら身近で起こりうる社会問題へと変えてきた」と述べているが、果たして児童虐待を身近な存在として捉えているのだろうか。日頃は、どこか他人事として聞き流していないだろうか。

③児童虐待による死亡件数

死亡事案件数については、厚生労働省は「心中」と「心中以外」に分けているが、児童虐待防止法では「心中以外」を児童虐待と定義している。それによると過去10年間は年間50名前後、多い時には78名の子どもが死亡している。

表3. 児童虐待による死亡件数

	(人数)		
	心中以外	心中	総数
第1次報告(平成17年4月)	25	0	25
第2次報告(平成18年3月)	50	8	58
第3次報告(平成19年6月)	56	30	86
第4次報告(平成20年3月)	61	65	126
第5次報告(平成21年7月)	78	64	142
第6次報告(平成22年7月)	67	61	128
第7次報告(平成23年7月)	49	39	88
第8次報告(平成24年7月)	51	47	98
第9次報告(平成25年7月)	58	41	99
第10次報告(平成26年9月)	51	39	90
第11次報告(平成27年10月)	36	33	69
第12次報告(平成28年9月)	44	27	71
第13次報告(平成29年8月)	52	32	84

厚生労働省ホームページ 2018年10月30日閲覧

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouateikyoku/0000198495.pdf>

④児童虐待の定義

「児童虐待の防止等に関する法律」により、子ども虐待の定義は、「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」となっている。近年、「心理的虐待」の増加が著しいが、これは、「身体的虐待」、「ネグレクト」、「性的虐待」に伴うものが多いことから、虐待件数が増加するほど「心理的虐待」の比率が上がるのは当然のことである。

しかし、児童虐待の定義があっても、「虐待」と「しつけ」の境目はわかりにくい。いくつかの事例から考えても、子ども本人が耐えられない苦痛を感じているのであれば、いかなる理由があろうとも虐待と考えなければ子どもの権利が侵害されてしまう。

親が子どものために厳しくしつけるにしても、それが他者から見て過剰と思える行為であり、子どもの成長を阻害するような行為であれば、虐待を疑う必要がある。しかし、

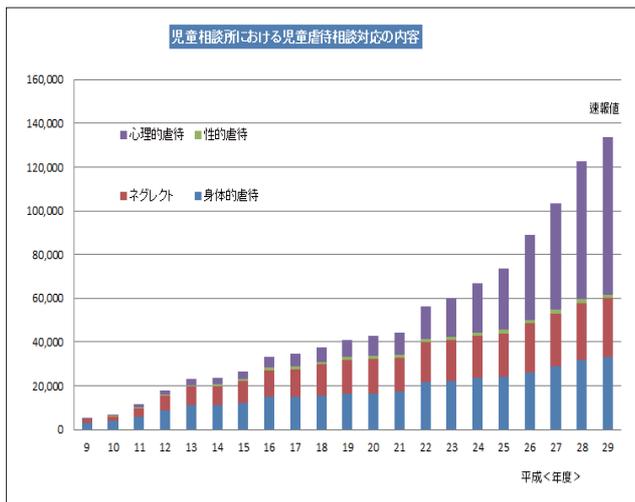


図 2. 児童相談所における児童虐待相談対応の内容

認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークホームページ 2018年10月30日閲覧

<https://www.orangeribbon.jp/about/child/data.php>

表 4. 平成28年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)

	平成27年度	平成28年度(速報値)
身体的虐待	28,621(27.7%)	31,927(26.0%)
ネグレクト	24,444(23.7%)	25,842(21.1%)
性的虐待	1,521(1.5%)	1,622(1.3%)
心理的虐待	48,700(47.2%)	63,187(51.5%)
総 数	103,286(100.0%)	122,578(100.0%)

割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

平成28年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujido-ukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf>

そう簡単ではないのが虐待である。多くの場合、親は子育てに関して他者の意見より自分の意見を優先する。さらに、「親の身勝手」だと判断できるのは、相談につながってからのでないとわからない。つまり、相談につながらなければ、虐待の原因もわからず、支援もできないのが虐待の難しい点である。

それでは、2017年10月に埼玉県桶川市で起きた1歳男児の衰弱死(産経新聞 2018, 5, 17)についてはどうだったのか。容疑者(母親)の父は「旦那は子育てに無関心だったし、市は助けを求めても十分な対応をしてくれなかった。」とコメントしている。市は保健師を家庭訪問させているが、面会を拒まれている。

近所の住民は「夜間、子どもの叫び声を聞いたが、虐待とは気付かなかった。」と言っている。子どもの叫び声が聞こえても、子どもが衰弱死することを予想することは難しい。保健師も面会を拒まれれば、強制的に子どもに会うことはできない。しかし、1歳児は泣くこと以外に訴えるすべがない。やはり、社会の介入が必要だったケースであることは間違いない。

このような場合、近隣の住民が虐待に気づく可能性はある。泣くことでしか訴えられない子どもの様子を知る、近

隣住民が行政機関に連絡(通告)することは可能である。

しかし問題になるのは、住民が考えるのは「もしかしたら虐待」という疑いであって、確信は持てない。住民同士の関係も考えて、口をはさみたくないというのが根本にあるのではない。だから、子どもが泣き叫んでも相談につながらないことがあり、相談につながらなければ、行政機関も介入できない。たとえ行政機関が介入しても、「親の身勝手」により拒否されることがあれば、それ以上強制的な保護はできない。

子どもの心身の発達には、適切な大人との関係が必要で、適切な大人との関係が築けなければ、心身ともに問題が生じることもある。適切な時期に愛情を受けて育つことで、大人へ成長していく。

親への信頼は、他者との信頼関係を築く基礎となる。しかし、虐待を受けた子どもの場合、他者との関係を築くことが困難な場合が多い。

筆者は、児童心理治療施設(当時は情緒障害児短期治療施設)で暮らす一人の女性をケアする職員の対応について分析したことがあるが、特に愛着障害が大人との関係性を困難にしていること。その解決のためには、適切に対応できる大人(親代わりになる職員)が子どもに徹底的に寄り添う必要があるという結論に至った。この場合、一度親子を引き離すことから始めなければならない。

親の愛情が必要な時期に、子どもに適切な愛情が注がれないと、子どもは親や他人を信じられなくなる。そして自分は大切にされていないと感じ、自暴自棄になったりする。他者に対して攻撃的になったり、自分に対して自信が持てなかったり、失敗すると自己破壊的行動に出たりする。親子を一時的に引き離すということは、一方で大きなリスクを背負うことになる。

今、虐待を経験してきた子どもたちのケアをどうするのか。どれだけしっかりと支援ができるのかを考えなければならない。一度、家族機能が壊れてしまった家庭に、もう一度家族機能を再構築するためには、徹底的に家族に寄り添う必要がある。このことは、容易に行えることではないと認識しているが、この徹底した対応が「養護」を必要とする子どもには必要なことで、特に心理的問題を修復しなければならない子どもに対しては、徹底した受容と共感、意図的な感情表出が必要だと考えている。

4. 「社会的養護」の課題

歴史をさかのぼれば、三世代で暮らす家族であったり、ご近所付き合いによる地域のつながりがあった時期もある。現代は、核家族化が進み、孤立する家族が増えている。家族、親族、地域社会による助け合いは減り、行政機関がある程度まで介入する必要が出てきている。児童福祉法が制定されてから、児童養護の相談内容は変化し、児童相談所の役割も変化してきた。

緊急性のある児童虐待は、児童相談所が対応することとされているが、現状の児童相談所の人員だけでは対応に限界があるというのが実態である。

子どもの虐待を発見する機関として、警察や病院、保健所などに加えて、保育所や幼稚園、近隣の住民が児童相談所に通告することが考えられる。通告する場合は、確信をもって虐待があると判断した時だけではないだろう。

実際に、2018年3月、東京都目黒区で5歳女児が虐待を受けて亡くなった事例（2018年6月6日朝日新聞）では、死因は低栄養状態と肺炎による敗血症が原因となっている。後になって、ノートに「もっとあしたはできるようにするからもうおねがいゆるして」と書いていたことがわかった。児童相談所の対応で、特に問題とされたのは香川県の児童相談所で一時保護の後、保護が解除されたり、目黒区に転居後も家庭訪問では子どもに会えなかったという状況で介入ができていない。

厚生労働省は、市町村のネットワークの充実と警察との連携を強化しているにも関わらず、密室性の高い家庭での出来事に介入するには、行政機関の福祉職には限界があると私は考えている。

市町村のネットワークを強化する必要性については、2010年に大阪市西区で起きた2児の虐待死亡事件の時から言われてきた。ネットワークが進むことで、児童虐待の相談件数は増えることが予想されるが、児童相談所や行政機関による相談だけでは、死亡事例に至るようなケースに対応できない可能性がある。なぜなら、親としての自覚のなさや生活面での問題などに対して、福祉的な相談援助技術だけでは対応できない限界があると感じるからである。

私たちの暮らす社会の中で、最も親密性が高いのが家族である。児童虐待対策は、親への介入と支援が必要で、家族の生活問題などに対する福祉的な支援も同時に行う。

西澤（2013）が指摘するように「家族関係の調整や家族再統合の重視は、わが国の子ども家庭福祉にその基本姿勢、いわばパラダイムの転換を求めること」と述べており、児童虐待の対応は転換期に来ていることを示唆している。

また、上野（2013）は児童虐待について、「自己責任を親に問うことができるほど、子育ての社会的条件が整えられているわけではない」と述べている。さらに、田中（2011）は児童虐待が「どの家族に生じても不思議ではない問題であるならば、それは個々の家族や親のリスクではなく社会全体のシステムエラーであって、その病因は社会の問題である」と指摘している。

5. まとめ

現代社会に生じている、生活のしづらさや子育て環境などが児童虐待の要因となっていると考えれば、「親の身勝手」と一言で切り捨てても何の解決にはならない。児童虐待は、社会の変化に影響され、保護の必要性も時代とともに変化してきた。

「社会的養護」は、「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で子どもを育てる」という理念をもとにしている。特に「児童虐待」に関しては、個々の家族や親の問題を社会全体で支援する必要がある、基本的には社会の問題と位置づけて対応しなければならないと考えた。

【参考文献】

- 1) 朝倉睦夫監修、比嘉真人編『輝く子どもたち—児童福祉新論』八千代出版、2008.
- 2) 横田賢一『岡山孤児院物語—石井十次の足跡』山陽新聞社、2002.
- 3) 眞杉章『天使のピアノ—石井筆子の生涯』ネット武蔵野、2000.
- 4) 糸賀一雄『福祉の思想』日本放送出版協会、1985.
- 5) 留岡幸助『留岡幸助 自叙/家庭学校』日本図書センター、1999.
- 6) 厚生労働省ホームページ「平成25年 国民生活基礎調査」2014.
- 7) 厚生労働省ホームページ「社会的養護の現状について（参考資料）」2018.
- 8) 上野加代子「2章児童虐待という問題の構築」庄司洋子編『シリーズ福祉社会学4 親密性の福祉社会学ケアが織りなす関係』東京大学出版会、23-41. 2013.
- 9) 所貞之「児童福祉施策における『予防』概念の諸相児童福祉の枠組みの再構築に向けた一考察」『城西国際大学紀要』20(3). 27-41. 2012.
- 10) 田中理絵「社会問題としての児童虐待子ども家族への監視・管理の強化」『教育社会学研究』88集. 119-138. 2011.
- 11) 西澤哲「親支援と家族再統合の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』15巻3号. 262-267. 2013.
- 12) 根岸弓「児童虐待対応制度の基本構造とその意味」『社会福祉学』54巻2号. 32-43. 2013.
- 13) 古川孝順『児童福祉改革—その方向と課題』誠信書房、73. 1994.
- 14) 田家英二「社会的養護の意味」鶴見大学紀要第48号第3部 保育・歯科衛生編. 71-75. 2011.
- 15) 田家英二「情緒障害児短期治療施設における支援方法の検討」鶴見大学紀要第52号第3部 保育・歯科衛生編. 39-46. 2011.
- 16) 中山忠正「保育士養成課程における教科目名称の変更「養護内容」から「社会的養護内容」へ」プール学院大学研究紀要第52号. 177-186. 2012.